消費者委員会と消費者団体ほかとの意見交換会・発言メモ

2010.8.30 全国消費者団体連絡会 事務局長 阿南 久

1. 消費者委員会のあり方・強化に関わる全国消団連からの意見提出

2009年7月29日 「消費者委員会発足に向けての要請」

2009 年 9 月 1 日 「有志による消費者庁・消費者委員会設置にあたっての緊急アピール」 2010 年 8 月 6 日 消費者委員会との意見交換会

## 2. 提出意見の主なポイントに沿って

- (1)「自ら調査審議し、建議する」を第一任務と位置づけ、運営方針を確立し、事務局体制の整備・強化をはかる。
  - \*「建議」や「提言」、「意見書」、「調査報告書」がかなりの数出されるようになってきて おり評価できる。
  - \*しかし監視機能レベルを国民の期待に応えるべく向上させていくためには、現在の事務局(調査)体制では極めて不十分。
  - \*また事務局には、課題発掘や調査の専門的能力を持った職員が必要であるが不十分。
  - ⇒●運営方針を立てるとともに、それに沿って消費者委員の役割分担を行い、各課題ごと に現事務局メンバーを配置するなどして精一杯工夫すべきではないか。
    - 事務局体制の強化をもっと強力に要求すると同時に、必要性をもっとアピールすべきではないか(運営方針をオープンにして国民の理解を広げる)。
    - 事務局は、消費者委員会の自立性を確保する立場で、消費者庁との調整をもっと緻密に行い、無駄を省くとともに効果的な連携をすすめていくべきではないか。
- (2)消費者委員会の個別マターの諮問・答申機能については、消費者庁との関係を再整理する。
  - \*脆弱な体制にも関わらず、12の部会や調査会を運営してきたことは評価できる。
  - \*しかし、運営では、諮問事項や論議スケジュールが明確に示されなかったり、議論をま とめていくという点での不十分さがあったりなど、事務局がうまく機能できていないと ころが多々あった。
  - \*地方消費者行政や健康食品などの課題について、委員会と消費者庁がそれぞれで検討するという非効率的なところもあった。
  - ⇒●消費者委員会が自ら調査し、「建議」や「提言」などの監視機能の発揮に結び付けていく審議と、消費者庁からの諮問に応えて行う審議とを区別したメリハリのある運営が必要ではないか。
    - ●専門調査会の事務局には、運営を戦略的に組み立てる能力と余裕が必要であり、経験者の登用や増員によって負担を軽減していくべきではないか。

- (3)消費者委員会と消費者・消費者団体・地方自治体との関係強化をはかる。(緊急アピールでは「意見情報受付窓口の整備」と表現)
  - \*21年度からこれまでに200件近い意見や要望が寄せられており、消費者からの期待が大きいことがわかる。
  - \*一時、消費者委員会終了後に「懇談会」が試みられたが、定着できていない。
  - \*全国消団連では、2009 年 7 月に充実検討委員会(現在は消費者政策検討会)を設け、 当初、消費者委員会との意見交換会などを要請していたが実現していない。ただ、検討 テーマによっては何人かの消費者委員や事務局が参加されている。
  - \*消費者委員の中には、地方の消費者の集まりや地方自治体などで講演されたり、意見交換されたりしているが、重要課題として位置づけられているとは言えないレベル。
  - ⇒●寄せられた意見への対応のしくみを確立する必要があるのではないか。
    - ●消費者団体等との定期的な「懇談会」等を行い、連携強化を図るべきではないか。
    - ●地方の消費者との「懇談会」や、地方自治体との意見交換会などをもっと積極的に推 進すべきではないか。
    - ●事業者との「懇談会」等も積極的に企画し、理解を広げて行くべきではないか。

## 3. その他

●国民生活センターあり方検討は継続になりました。あらためて消費者庁と国民生活センター、そして消費者委員会をトータルで見直す検討が必要です。

以上